



令和4年2月1日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
長野県支部 支部長 殿

厚生労働省長野労働局  
労働基準部健康安全課長

長野県のまん延防止等重点措置の適用を踏まえた職場における  
新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）において、新たに長野県が「まん延防止等重点措置」の適用対象となり、令和4年1月27日から令和4年2月20日までの間、重点措置を実施すべき期間と定められたところです。

日頃から職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について、その徹底を図っていただいているところであり、令和3年1月12日には当局作成のパンフレット等により、その徹底について呼びかけていたところです。

今般、当局作成のパンフレットについて、最新の情報等を踏まえて別添のとおり改訂したことから、会員事業場及び関係者等に対して、より一層の新型コロナウイルス感染症の感染予防及び健康管理の徹底についてご周知等いただきたくお願いいたします。

また、別添のパンフレット等につきましては、長野労働局ホームページ（下記URL及びQRコード参照）に掲載していますので、併せて周知等をお願いいたします。

長野労働局ホームページ内資料掲載場所 URL

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/newpage\\_00362.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/newpage_00362.html)

QRコード

